

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の5の規定に基づく電気通信業務の廃止に関する情報

| | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 法第18条第1項の規定による届出(事業の休廃止後の届出) | 令和6年6月12日 |
| 法第26条の4第2項の規定による届出(休廃止周知に係る事前届出) | 令和4年12月27日 延期変更届出：令和6年3月21日 |

【電気通信業務を廃止した電気通信事業者】

| | |
|-----|--------------------------|
| 名 称 | ソフトバンク株式会社 |
| 住 所 | 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 |
| 代表者 | 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 |

| | |
|--|---|
| 対象となる電気通信業務の種類 | 業務の休廃止の周知の開始日の属する年度の前年度末時点で、有償かつ契約数100万以上の電気通信役務に係る電気通信業務 |
| 廃止年月日 | 令和6年4月15日 |
| 廃止した電気通信業務の内容 | 3G携帯電話サービス（石川県以外の地域） |
| 廃止した理由 | より良い通信環境の整備と周波数の有効活用のため。 |
| 周知を開始した年月日及び周知の実施期間 | 令和元年12月6日～令和6年4月14日 |
| 廃止した電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務 | 4G携帯電話サービス 5G携帯電話サービス |
| 利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報 | 利用者の被害の発生についての報告はなかった。 |
| 周知の実施方法 | <p>令和元年12月6日 プレスリリース 令和4年11月14日 プレスリリース（詳細） 令和6年1月17日 プレスリリース（延期） 令和6年3月13日 プレスリリース（石川県延期）</p> <p>ダイレクトメールの送付 ①音声回線利用者向け 初回：令和元年12月（以降、計27回） ②非音声回線利用者向け 初回：令和2年1月（以降、計10回） ③プリペイド利用者向け 初回：令和2年1月（以降、計7回）</p> <p>上記のほか、当社HP、SNSなどで広く周知を図るとともに、一部のお客様に対しては電話、訪問サポート（対面による説明）、トーキーによる周知を実施。</p> <p>※令和6年能登半島地震の影響を踏まえ、停波の延期を決定。 令和6年1月17日のプレスリリース、対象者へのSMSの送付等を通じ、停波を延期する旨の周知を実施。</p> |
| 他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報 | 他の電気通信事業者等との連携は行われていない。 |
| 代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報 | 周知に用いた情報に同じ。 |
| 休止（廃止）した電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聽取した意見に関して作成し、又は取得した情報 | 利用者の被害が発生しなかったことから、利害関係者からの意見聽取は行われなかった。 |